

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第103号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款中第19号を第28号とし、第18号を第26号とし、同号の次に次の1号を加える。

(27) 不妊治療等（特定不妊治療を除く。）の助成に係る申請に関する事。

第6条第3項子どもはぐくみ室の款中第17号を第25号とし、第5号から第16号までを8号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の8号を加える。

(5) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に係る申請に関する事。

(6) 児童福祉法による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に係る申請に関する事。

(7) 児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に係る相談等に関する事。

(8) 児童福祉法による結核にかかっている児童に対する療育の給付に係る申請に関する事。

(9) 母性及び乳幼児の健康に関する診査及び検診並びに保健指導に関する事。

(10) 妊婦及び低体重児の届出並びに母子健康手帳の交付に関する事。

(11) 未熟児の訪問指導及び養育医療（給付に係る申請に関するものに限る。）に関する事。

(12) 母子保健法による母子健康包括支援センターとしての業務に関する事。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)